

兵庫県靴下製造業最低工賃の改正決定に係る兵庫地方労働審議会の意見に関する公示

兵庫労働局一般公示第4号

令和7年5月9日兵庫地方労働審議会から兵庫県靴下製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和7年5月26日までに、兵庫労働局長（神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16階 兵庫労働局労働基準部賃金室）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和7年5月9日

兵庫労働局長

赤松俊彦

記

兵庫県靴下製造業最低工賃の改正決定に係る兵庫地方労働審議会の意見要旨

兵庫県靴下製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

1 適用する家内労働者

兵庫県の区域内で靴下製造業に係るリンクグミシン、ロッソーミシンによるかがり、包装（足合わせ、ソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め作業のうち、3以上の作業を併せて行うものに限る。）、抜き返し又は返しの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ(10足)につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンクグミシンによる かがり	針目数が200以下のもの	142円
	針目数が201以上のもの	159円
ロッソーミシンによる かがり		41円
包 装		41円
抜 き 返 し		38円
返 し		11円

4 効力発生の日 法定どおり